

本會... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 十一... 十二... 十三... 十四... 十五... 十六... 十七... 十八... 十九... 二十... 二十一... 二十二... 二十三... 二十四... 二十五... 二十六... 二十七... 二十八... 二十九... 三十... 三十一... 三十二... 三十三... 三十四... 三十五... 三十六... 三十七... 三十八... 三十九... 四十... 四十一... 四十二... 四十三... 四十四... 四十五... 四十六... 四十七... 四十八... 四十九... 五十... 五十一... 五十二... 五十三... 五十四... 五十五... 五十六... 五十七... 五十八... 五十九... 六十... 六十一... 六十二... 六十三... 六十四... 六十五... 六十六... 六十七... 六十八... 六十九... 七十... 七十一... 七十二... 七十三... 七十四... 七十五... 七十六... 七十七... 七十八... 七十九... 八十... 八十一... 八十二... 八十三... 八十四... 八十五... 八十六... 八十七... 八十八... 八十九... 九十... 九十一... 九十二... 九十三... 九十四... 九十五... 九十六... 九十七... 九十八... 九十九... 一百...

財團法人協調會大阪支所

會長 濱田國太郎

勸告書

昭和八年五月二十六日

日本港灣從業員組合聯盟

榎木商事株式會社 社長 榎木順作 殿

拜啓 時下益々御清邁ノ段奉賀儀

陳者本聯盟大阪海友全志會ニ於テハ先ニ貴社大阪支店代表者ト鶴本  
 助一氏トノ間ニ締結セル勞働條件ニ關スル條約ニ對シテハ常ニ誠意  
 ヲ以テ紳士的ニ其實行ヲ期待致居候處今同鶴本氏ノ名ヲ以テ前條約  
 以外ノ問題ニ關連シテ突如一片ノ通告ヲ以テ前條約ノ一切ヲ破棄ス  
 ベキ御申出ニ接シ候議ハ常ニ貴下ハ其約束ノ履行ニ付テ誠意ヲ示サ  
 レツ、アル事實ニ敬意ヲ表シ居リシ聯盟當局者（聯盟幹部ハ目下日  
 本海員組合ノ幹部之レヲ兼任ス）トシテ甚ダ遺憾トスル所ニシテ恐  
 ラク何等カノ錯誤ニ出デタル所ト存ジ候